

平成21年8月6日(木)
千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部賃金室	
室長	齊藤 信行
室長補佐	高澤 薫
電話	043-221-2328

平成21年度千葉県最低賃金の改正決定について

千葉地方最低賃金審議会が728円を答申

千葉地方最低賃金審議会(会長 手塚和彰 青山学院大学教授)は、本年7月1日(水)、千葉労働局長(千葉秀木)から「千葉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、8月6日(木)、千葉労働局長(千葉秀木)に対し、現行の千葉県最低賃金(時間額)723円を「5円」引き上げ、「**時間額728円**」とする旨の答申をした。

千葉地方最低賃金審議会は、去る7月29日に中央最低賃金審議会から示された目安を尊重しつつ、生活保護に係る施策との整合性を図るため、生活保護費との乖離額を今年度で解消し、諸般の事情を総合的に勘案して5円の引上げとしたものである。

審議に当たっては、使用者側委員から、「生活保護との乖離解消については充分理解しているが、現在の厳しい経済情勢の中では最低賃金の引上げは乖離額を複数年で解消すべき」との意見が出された。一方、労働者側委員からは、「労働者の生活は悪化の一途を辿っており、生活保護との整合性を早急に図るのみならず、生活できる賃金とすべき」との意見が出された。

今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、千葉県最低賃金額が決定されることになる。

参考

1 千葉県における最低賃金（時間額）の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
時間額	682円	687円	706円	723円	728円
引上げ額	4円	5円	19円	17円	5円
時間額の対前 年度上昇率	0.59%	0.73%	2.77%	2.41%	0.69%

2 中央最低賃金審議会の示す目安額

千葉県における生活保護水準との乖離額 5円

乖離を1年で解消する場合の目安額	5円
乖離を2年で解消する場合の目安額	3円又は2円